

柏市指定地域密着型サービス事業の外部評価実施  
回数緩和の適用に係る事務取扱要領

制定 平成22年 8月26日

施行 平成22年 8月26日

(趣旨)

第1条 この要領は、「千葉県地域密着型サービス外部評価実施要領」(以下「実施要領」という)第3条に基づき、指定認知症対応型共同生活介護事業者(以下「事業者」という)に対し実施回数の緩和を適用する場合の手続きを定めることにより、外部評価の円滑な実施に資することを目的とする。

(実施回数の緩和の適用)

第2条 事業者が、実施要領第3条(1)の要件を満たす事業所に対する実施回数の緩和の適用を希望する場合は、本市が定める期日までに、要件を満たすことを証する書類を、第1号様式に添付の上、提出させることとする。

2 実施回数の緩和の適用を受けたことにより外部評価を実施しなかった年度は、実施要領第3条(1)アの適用に当たっては実施したものとみなす。

(実施回数の緩和の適用)

第3条 本市は、前条第1項の規定により提出された書類の内容を審査した結果、実施要領第3条(1)の要件を満たしていると判断した場合は、当該事業所について実施回数の緩和を適用することができることとする。

2 本市は、前項の緩和を適用した場合は、当該事業者に対し、第2号様式により結果を通知するとともに、千葉県に対し、実施要領様式1により通知することとする。

(適用の取消し)

第4条 本市は、実施回数の緩和を適用した事業所について、実施要領第3条(1)の要件を満たさない事実を確認した

場合等，実施回数の緩和の適用を取消すべきと判断した場合には，当該実施回数の緩和の適用を取り消すことができる。

（補則）

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要領は，平成22年8月26日から施行する。

附 則〔題名改正〕

この要領は，平成27年7月7日から施行する。